

和指第170号
令和8年5月18日
(2026年)

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設
各指定地域密着型サービス事業所
各指定地域密着型介護予防サービス事業所
各指定第1号事業所
開設者様

(※居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
及び一部医療みなし事業所を除く。)

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書及び協力医療
機関に関する届出書の提出について(通知)

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の運営規程に変更があった場合には、変更
があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業員の職
種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に一
度の届出に簡略化しています(「変更届出の特例」)。

つきましては、令和8年6月1日時点の状況について、次に記載する事項に留意の上、変更届出書の
提出をお願いします。

また、令和6年度介護報酬の改定により、施設系と居住系サービス事業所は年に1回以上、協力医療機
関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称等を指定権者に届け出ることが義務づ
けられていますので、次に記載する事項に留意の上、協力医療機関に関する届出書の提出をお願いします。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知し、届出漏
れのないようお願いします。

1【運営規程の変更届出書】

イ 提出期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

ロ 提出書類 (様式は「各種申請・届出書類等様式集(ページ番号:1003147)」、「各サー
ビスに係る付表(ページ番号:1003105)」参照)

① 変更届出書(各サービス種別に応じて様式が異なります。)

- ・【別記様式第一号(五)】(介護予防)居宅サービス、(介護予防)施設サービス用
- ・【別記様式第二号(四)】地域密着型サービス用
- ・【別記様式第三号(一)】介護予防・日常生活支援総合事業用

※変更届出書の「変更前」欄と「変更後」欄に、変更内容が確認できるように記載願います。

② 各サービスに係る付表(各サービス種別に応じて様式が異なります。)

③ 運営規程

- ④ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和8年6月分）
・様式については、各サービスにおける「標準様式1」を使用してください。
- ⑤ 職員の兼務状況を確認する書類（※ 兼務先の勤務形態一覧表）
- ⑥ 資格が必要な職種については資格証等の写し（※ 原本証明不要）
※過去（直近の更新申請又は6年以内の新規申請）に提出していただいている方については、資格証等の写しの提出を省略できます。
※資格証等の写しについては「従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。なお、婚姻等により、資格証等に記載された姓が変更されている場合は、戸籍謄本等公的機関が発行している証明書の写し（原本証明不要）を添付してください。

ハ 提出方法、提出先及び提出部数

(1) 電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスし、電子申請・届出システムにて提出してください。（G ビズ ID のアカウントが必要です）

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請・届出システムを使用する場合、1. ロの提出書類のうち、①・②の添付は不要です。

※原則、電子申請・届出システムでの提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は、郵送による方法による提出も可能としますが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

(2) 郵送

提出先：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班

ニ 書類作成にあたっての留意事項

(1) 次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。

- ・「従業者の職種、員数及び職務の内容」以外の運営規程の変更
- ・事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
（※介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を変更する場合は、事前に届出が必要です。）
- ・訪問介護・予防給付型訪問サービス事業所のサービス提供責任者、又は生活支援型訪問サービス事業所の訪問事業責任者の氏名及び住所の変更
- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

(2) 令和8年5月31日から同年7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出は必要ありません。

- (3) 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションについては、変更届出書の提出は必要
ありません。
- (4) 令和7年6月1日時点と令和8年6月1日時点の運営規程を比較して、職員の員数等に変更のない
場合は、変更届出書の提出は必要ありません。
- (5) 令和7年6月1日以降に指定を受けた事業所においても、指定日と令和8年6月1日時点の運営規
程を比較して職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。
- (6) 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認の上、
提出してください。

2 【協力医療機関に関する届出書】

イ 提出対象サービス事業所、施設

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

ロ 提出期間 令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

ハ 提出書類 （「各種申請・届出書類等様式集（ページ番号：1003147）」参照）

- ・（別紙1）協力医療機関に関する届出書（居宅サービス、介護予防サービス及び施設用）
- ・（別紙3）協力医療機関に関する届出書（（介護予防）地域密着型サービス用）
- ・協力医療機関との協定書又は委託契約書等（既に提出している場合は、不要）

二 提出方法、提出先及び提出部数

（1）電子申請・届出システム

以下の URL にアクセスし、電子申請・届出システムにて提出してください。（G ビズ ID のアカウントが必要です）

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※「申請届出メニュー」は、「6. 他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。

※原則、電子申請・届出システムでの提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は、郵送による方法による提出も可能としますが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

（2）郵送

提出先：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班

ホ その他留意事項

（1）提出対象サービス事業所、施設については、必ず提出をお願いします。

（2）令和8年4月以降に「協力医療機関に関する届出書」を既に提出している事業所は、今般の提出は不要とします。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話：073-435-1319 FAX：073-435-1320